

お知らせ



国土を**整え**、全力で**備える**

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

記者発表資料配付日時 平成26年12月26日

同時発提供

島根県政記者会
出雲市政記者クラブ
米子市政記者クラブ

「100年安心・安全な河川」を目指した取組を強化します

～斐伊川において地方自治体が管理する施設の補修方針～

斐伊川においては、国の管理区間だけでも、河川から農業用水をとるための樋門等の許可工作物が289施設も存在します。その許可工作物は、昭和40年代、昭和50年代に整備されたものが約4割あり、今後、急速に老朽化していくことが確実です。このため、これらの補修や更新を行う必要性が急激に高まっていくと見込まれますが、国、地方とも厳しい財政状況にある中、老朽化した河川管理施設・許可工作物の補修や更新に的確に対応していくことが、重要な課題となっています。

河川管理施設・許可工作物の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、国の管理施設はもとより、その大部分を占める地方公共団体の許可工作物も含めてその実態を把握したうえで、施設の長寿命化も図りつつ計画的な補修・更新を行っていく必要があります。

このような状況の中、平成25年4月3日には、社会資本整備審議会河川分科会に「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」が設置され、6回の審議を経て、「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」提言がなされました。それには、管理水準の持続的な確保、管理技術を継承する人づくり、仕組みづくり等が提案され、河道システムにおける施設管理には、許可工作物の確実な維持管理が提言されています。

前記の「管理水準の持続的な確保」について、河川法の改正により、平成25年12月から河川管理施設等の維持・修繕の技術的基準等を定めることとなり、「河川管理施設等の一年に1回以上の適切な頻度での点検の実施」が義務づけられました。

出雲河川事務所では、管理区間約157km内にある治水上影響の大きい許可工作物等について、従来の出水期前点検に加え、台風期にも合同点検を実施しています。（結果は別紙のとおりです。）

また、点検を実施した全ての許可工作物管理者に対し、河川法の趣旨を周知した上で、施設は自らの責において適正に管理しなければならない義務を負っていることから、合同点検時には必要な施設管理の知識の習得等の指導を行っているところです。

このたび、補修が必要な施設については許可工作物管理者に処理方針を提出していただき、適切に対応されるよう指導を行うこととしましたのでお知らせします。

問 い 合 わ せ 先

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	TEL: 0853-21-1850 (代表)
副所長	たけべ まさみ 武部 真実 (内線) 205
占用調整課長	いぬやま のりこ 犬山 典子 (内線) 341
管理第一課長	なだわき あつろう 灘脇 篤郎 (内線) 331

(別紙)

【点検結果】

出雲河川事務所管内（斐伊川本川、宍道湖、中海、境水道、神戸川、放水路、尾原ダム、志津見ダム）の許可工作物（全289施設）において、出水期前点検を5月から6月、台風期点検を9月に実施した結果、以下のとおり。

	全施設数	緊急的に補修が必要な施設	重傷化する恐れのある施設	軽微な異常が認められる施設
樋 門	151	0	0	67
排水機場	6	0	0	6
陸 閘 門	8	0	0	3
水 門	2	0	0	0
橋 梁	112	0	4	57
海底横過トンネル	7	0	0	0
河川公園等	3	0	0	1
計	289	0	4	134

緊急に補修が必要な施設はありませんでしたが、重傷化する恐れのある4施設、軽微な異常が認められる134施設の許可工作物管理者には処理方針を提出していただき、適切に対応されるよう指導を行っていきます。